

平成24年度第1回島田市個人情報保護審議会議事録

1 開催日時

平成24年7月18日（水）午後2時00分から午前3時30分まで

2 出席者

(1) 審議会委員

恒川会長、今村委員、北川委員、鈴木委員、田代委員

(2) 事務局

杉村総務課長、佐藤係長、杉本、増井

3 個人情報取扱事務について

個人情報取扱事務届出簿の審議及び報告

| | |
|-----------|--|
| 会 長 | 新規の審議案件3件、報告1件、変更の審議案件1件、報告1件、廃止7件です。 事務局から説明をお願いいたします。 |
| 事 務 局 | (屋外広告物特別規制地域周知事務について説明) |
| A 委 員 | 事務の概要に屋外広告物が特別規制地域に乱立するのを防ぐためと書いてありますが、特別規制地域は屋外広告物を立ててはならない地域ではないのですか。 |
| 都 市 計 画 課 | 特別規制地域は、屋外広告物を立ててはならない地域です。しかし、自家広告物や案内板は規制の適用除外であり、申請があれば必要に応じて許可しなければならない規定になっています。 広告物を立てる場所は一箇所に集中しやすいため、強制力はないですが集中しないようお願いをし、乱立を防ぐねらいがあります。 |
| A 委 員 | 強制力はないのですね。強制力がないから乱立してしまう場合があるのですね。 |
| 都 市 計 画 課 | そうです。 |
| A 委 員 | それでは、特別規制地域に規制対象の広告物が立っている場合、その広告物を撤去する権限はないのですか。 |
| 都 市 計 画 課 | 無断で立てていけば是正指導として撤去するよう指導します。 |

| | |
|-----------|--|
| A 委 員 | 事前の申請が必要ということですね。 |
| 都 市 計 画 課 | そうです。 |
| A 委 員 | この規制はいつからありますか。 |
| 事 務 局 | 元々は県が管轄していた事務ですが、平成15年に県から権限移譲されています。 |
| 会 長 | 規制違反に対する罰則はありますか。 |
| 都 市 計 画 課 | 法律により広告主に対する罰則があります。 |
| 会 長 | 県から権限移譲を受けた際に、県が持っていた広告物の所有者の情報データベースはありますか。 |
| 都 市 計 画 課 | はい。県から権限移譲を受けたものを含めて、広告物の確認を行います。 |
| 会 長 | では、全ての広告物の所有者の個人情報を得るのではなく、県からの情報データベースから漏れているもののみを得るのですね。 |
| 事 務 局 | 特別規制地域のうち、今回は特に新東名高速道路の島田金谷インター周辺の広告物が立ちそうな土地を探し、登記簿等から地権者を確認し、地権者を訪問して広告物を立てるのに規制があるから気をつけてくださいと注意喚起するといった、今までやらなかったことを新たにやろうとしております。 |
| 会 長 | いかがでしょう。課税情報と法務局から個人情報を収集しますが、法務局の情報は公開されていますので問題ないでしょう。課税情報について本人同意を得ないけれども、審議会の個人情報の収集の類型9により、個人情報を収集することでよろしいでしょうか。あと、本人通知の省略についても、本人を訪問するので類型3により必要ないということですがいかがでしょうか。 それでは、この案件についてお認めしてよろしいでしょうか。 |
| 委 員 | 異議なし。 |
| 事 務 局 | (島田市地域高齢者見守りネットワーク事業について説明) |

| | |
|-------------|--|
| 会 長 | この事業について、いろいろな人からの個人情報の収集があると聞いていて感じました。まず、いろいろな通報があった場合に個人情報が入ってきます。その点についてはもちろん本人以外からの収集になりますが、これについては審議会の個人情報の収集の類型1に相談等がありますので、それが適応されると思いました。そして通報を受けた後、その方の傷病状態等の情報を集めますね。 |
| A 委 員 | この個人情報は見守りを受ける人の個人情報ですか。 |
| 事 務 局 | そうです。 |
| A 委 員 | 地域包括支援センターは事業者等からの通報を受けることで初めて見守りを受ける人の個人情報を収集するのですか。 |
| 事 務 局 | 協力事業者は見守りを必要とする家庭を事前に知っているのではなく、異変を発見したことで通報します。地域包括支援センターは通報を受けたことで個人情報を収集します。通報を受けた地域包括支援センターは本人や近隣の住民、消防署や警察へ連絡します。 |
| 会 長 | 相談者や通報者が家族や近所の人のことを言うことが本人以外からの個人情報の収集になると考えると、この事業は個人情報の収集の類型1に該当すると思いますが。 |
| 事 務 局 | どの事業者も異変に気が付いたら通報してくるのではなく、まず見守りネットワークの趣旨に賛同していただける事業者に許可証を与える制度にしたため類型9に該当すると判断しました。 |
| 会 長 | 新しい制度を構築するのですね。事務局と担当課との調整の結果、類型9と判断していますが、よろしいでしょうか。それから本人通知の省略についても通報を受けて本人へ連絡をとりますので類型3で改めて通知する必要ないとのことですが、よろしいでしょうか。 |
| 委 員 | 異議なし。 |
| 会 長 | それから事業者から通報があった後の話ですが、民生委員等から協力を得るためにこの情報を外部提供する。これは確認という |

| | | |
|-----------|--|--|
| | | こととなりますが、審議会の個人情報外部提供の類型7、そのことに対する本人通知の省略は類型3でよろしいでしょうか。 |
| 委 員 | | 異議なし。 |
| 事 務 局 | | (「生活管理指導員巡回事業」及び「げんきアップシニア把握事業」の変更について一括して説明) |
| 会 長 | | 訪問する保健師・看護師は市民病院の職員ですか。 |
| 事 務 局 | | 市の職員です。 |
| A 委 員 | | 「げんきアップシニア事業」の目的外利用の目的は何ですか。 |
| 長 寿 介 護 課 | | 「げんきアップシニア事業」の大きな目的は、足腰が弱い人、筋力が弱い人を把握し、介護予防していくのが目的です。その中で閉じこもり状態が続いた結果として足腰が弱くなってしまうことがありますので、閉じこもりに関する情報も調査しています。しかし、今まではそれを根拠に地域包括支援センターが対象者を訪問するようなことはありませんでしたので、より予防的に閉じこもり状態の人を把握するために「生活管理指導員巡回事業」も創めました。 |
| A 委 員 | | 閉じこもりに対する支援が目的外ということですか。 |
| 長 寿 介 護 課 | | はい。足腰が弱くない人も把握していくという点が目的外利用になります。 |
| 会 長 | | 今まで地域包括支援センターで行っていたことを市でも相互補完を目的に行うのですね。川根や伊久美などの地域支援者が少ない地域を訪問することも今回の事業の柱ですね。 |
| 長 寿 介 護 課 | | 市街地に住んでいる人に比べ山間部に住んでいる人は、身体的に自分でできる範囲で生活しようとする傾向があり、あまり相談してこないため、こちらから訪問することで早めに支援したいと考えています。 |
| 会 長 | | それでは、いかがでしょうか。事務としては本当に手厚いというか大きな都市では実施が難しいと思いますが、島田市では前向きに取り組まれるということですね。 |

| | | |
|-------------|---|--|
| | | 個人情報の本人以外からの収集については類型9、本人への通知の省略は類型3でよろしいでしょうか。 |
| 委 員 | 員 | 異議なし。 |
| 会 長 | 長 | それから、個人情報の目的外利用や外部提供につきましては、行政とそれを補完する人たちとの協力を前提としているということで類型7、本人への通知の省略は類型3でよろしいでしょうか。 |
| 委 員 | 員 | 異議なし。 |
| 事 務 局 | 局 | (環境基本計画に伴うワークショップ参加者募集について説明) |
| 会 長 | 長 | 静岡県は環境基本計画を改正しているのですか。島田市はそれに合わせて環境基本計画を改正するのですか。 |
| 環 境 課 | 課 | 静岡県が環境基本計画を改正するのに合わせて行うのではなく、平成16年に策定した環境基本計画が10年間で満了を迎えるため、それに伴って策定します。 |
| 会 長 | 長 | 静岡県の計画との整合性は求められないのですか。 |
| 環 境 課 | 課 | この計画に関して整合性は求められません。 |
| 会 長 | 長 | この事業は本人からの応募により住所等の個人情報を収集することになりますが、本人からの応募を待っているだけなのですね。こちらから候補者を抽出して応募用紙を発送し、関心がある人が応募する方法ではないのですね。 |
| 環 境 課 | 課 | 最初はホームページや広報誌、FM島田でPRを行いました。しかし、募集人数が少なかったため、静岡大学や静岡県立大学などに募集チラシの掲示をお願いしたり、環境課と環境の保全の協定を結んでいる事業所やエコアクション21を取得している事業所に声をかけたりしました。結果として25人の募集がありました。 |
| 会 長 | 長 | 年齢バランスや男女比はとれましたか。 |
| 環 境 課 | 課 | 年齢バランスは学生が少なかったのが残念でしたが、比較的若い方々にも参加いただいております。男女比は若干男性の方が多い |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | いですが、女性にも7、8名参加いただいております、バランスはとれていると思います。 | |
| 会 | 長 | これは報告案件であり、本人から収集できたということで問題ないと思います。これで報告いただいたことにします。 | |
| 事 | 務 | 局 | (児童手当事務について説明) |
| 会 | 長 | 変更点については対象者が小学校までから中学校までに変わるだけです。 | |
| B | 委 | 員 | 所得に応じて支給額は異なりますか。 |
| 児 | 童 | 課 | 所得制限があります。基準所得を超えると5,000円に減額されます。 |
| C | 委 | 員 | 主旨から外れますが、今回見てきた案件の紙で保有する場合に「キャビネットに施錠し保管」と書かれていますが、鍵の管理はどのようにされるのですか。 |
| 事 | 務 | 局 | 島田市はファイリングシステムを徹底しておりまして、3段キャビネットに公文書を保管しており、退庁時には全てのキャビネットを施錠しています。キャビネットの鍵はまとめて倉庫などに保管し、倉庫もまた施錠して、その鍵を守衛室で保管しております。そのため、キャビネットの鍵の場所は担当課でなければわかりません。 |
| 会 | 長 | 作成中の文書は個人が管理しているのですか。 | |
| 事 | 務 | 局 | 作成中の文書もキャビネットで管理しております。 |
| A | 委 | 員 | では、個人のファイルは持たないということですか。 |
| 事 | 務 | 局 | そうです。しかし、個人の資料は机の引出しに入っています。それでも、机の引出しはスペースが限られていますので、資料もあまり持たないようにしております。 |
| 会 | 長 | 個人情報だけでなく公文書もですよ。 | |
| 事 | 務 | 局 | そうです。「机の上を滑走路にして帰るように」ということ |

で、退庁時の机の上は電話だけになっています。

- A 委 員 全ての部署が机の上を全て片付けてから帰っているのですか。
- 事 務 局 収納スペースが少ない部署は、パソコンを盗難防止のために鎖でつないでいるため、パソコンを机の上に置いた状態で退庁しています。
- 会 長 いいことを伺いました。それでは、変更1件はこれで終了します。
- 事 務 局 (「独立行政法人防災科学技術研究所との共同研究事業」、「島田市衛生ブロードバンド用機器需要調査事業」、「島田市衛生ブロードバンド用機器設置補助事業」、「『地域安心安全情報システム実証実験』事業」、「共同受信施設の実態調査事業」、「東海道度旅の詩人ウォーク」及び「家族介護慰労金支給事務」の廃止7件について説明)
- 会 長 最後の「家族介護慰労金支給事務」についてですが、島田市独自の事業ですか。他の自治体でも同じようなことをされているところはありますか。
- 事 務 局 以前は他の自治体でも実施していたと伺っておりますが、それほど実施されなかったようです。現在は廃止しているところが大半です。
- C 委 員 旧川根町で実施していました。川根本町では現在も実施しているようです。介護保険の普及により廃止する傾向にありますね。
- 会 長 1件目の「独立行政法人防災科学技術研究所との共同研究事業」についてですが、研究結果がどのように実用されているのでしょうか。
- 事 務 局 当初は防災を前面に出していたのですが、次第に普段は地域振興を前面に活用し、災害時になるとこのネットワークを活用し防災に役立てるものになっていきました。防災科学技術研究所との共同研究は終わりましたが、電子掲示板は継続し、現在は民間企業が運営しております。
- 会 長 よろしいでしょうか。では、この7件について、報告を承りま

す。

○まとめ

新規審議案件 3 件及び変更審議案件 1 件について審議し、新規報告案件 1 件、変更報告案件 1 件及び廃止案件 7 件について報告を受けた。

4 その他

次回の会議は、平成24年12月12日（水）に開催する予定です。